

○富山県置県百年記念県民公園条例

昭和58年3月15日

富山県条例第4号

改正 昭和58年10月1日条例第52号  
昭和59年3月27日条例第11号  
昭和59年9月29日条例第35号  
昭和60年3月26日条例第20号  
昭和60年9月30日条例第43号  
昭和61年7月22日条例第46号  
昭和62年3月14日条例第18号  
昭和63年3月26日条例第13号  
平成元年3月25日条例第37号  
平成2年3月26日条例第22号  
平成5年3月26日条例第27号  
平成6年3月28日条例第18号  
平成7年3月17日条例第4号  
平成8年3月27日条例第20号  
平成9年3月26日条例第3号  
平成11年3月17日条例第24号  
平成11年12月22日条例第49号  
平成15年3月19日条例第23号  
平成16年12月17日条例第60号  
平成17年3月25日条例第76号  
平成17年9月30日条例第110号  
平成23年6月29日条例第39号  
平成24年6月29日条例第43号  
平成26年3月26日条例第21号  
平成27年9月30日条例第55号  
平成28年3月25日条例第6号  
平成29年9月29日条例第45号  
平成31年3月15日条例第9号

令和5年12月18日条例第39号

令和6年6月28日条例第53号

富山県置県百年記念県民公園条例を公布する。

## 富山県置県百年記念県民公園条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 都市公園の設置、管理等

第1節 都市公園の設置等（第5条・第6条）

第2節 都市公園の管理（第7条—第24条）

第3章 自然風致公園の設置、管理等（第25条—第27条）

第4章 指定公園（第28条）

第5章 雑則（第29条・第30条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、富山県置県百年記念県民公園（以下「県民公園」という。）の設置、管理及び利用の増進に関し、法令に特別の定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「県民公園」とは、別表第1に掲げる地域（以下「県民公園地域」という。）内において有機的かつ一体的に配置された都市公園及び自然風致公園をいう。

2 この条例において「都市公園」とは、県が県民公園地域内において設置する都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園をいう。

3 この条例において「自然風致公園」とは、県が県民公園地域内において設置する法第2条第1項に規定する都市公園以外の公園又は緑地をいう。

（県民公園の配置）

第3条 県は、県民のすべてが利用できる総合的なレクリエーションの場を確保し、もつて県民の健康と福祉の増進に寄与するため、富山県置県百年を記念して、都市公園及び自然風致公園を県民公園として有機的かつ一体的に配置するものとする。

（県民公園の管理の基本方針）

第4条 県は、前条の目的を達成するため、県民公園として配置された都市公園及び自然風

致公園の諸施設の有機的かつ一体的な利用が図られるよう適切な管理の措置を講ずるものとする。

## 第2章 都市公園の設置、管理等

### 第1節 都市公園の設置等

(都市公園の設置、廃止及び区域の変更)

第5条 知事は、都市公園の設置に際しては、法の定めるところにより、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を公告する。

2 知事は、都市公園を廃止し、又はその区域を変更しようとするときは、当該都市公園の名称、位置、廃止又は変更に係る区域その他必要と認める事項を公告する。

(都市公園の設置の目的)

第6条 都市公園の設置の目的は、次の表のとおりとする。

名称	設置の目的
県民公園新港の森	公害の防止のための緩衝緑地を確保するとともに、県民に休息、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。
県民公園太閤山ランド	県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的なレクリエーションの場を提供すること。

### 第2節 都市公園の管理

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 行為の目的
- (2) 行為の期間

(3) 行為を行う法第2条第2項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）又は場所

(4) 行為の内容

(5) その他知事が必要と認める事項

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。

4 知事は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（平16条例60・一部改正）

（占用の許可）

第7条の2 法第6条第1項の規定により都市公園を占用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他第12条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、第12条第3項に定める書類を添付し、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、第13条各号に掲げる軽易な変更であるときは、この限りでない。

4 知事は、第1項又は前項の許可の申請に係る行為が都市公園の管理上支障を及ぼさないと認められる場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 知事は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（令6条例53・追加）

（許可の特例）

第8条 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可（指定管理者が行った前条第1項又は第3項の許可を含む。）を受けた者は、当該許可に係る行為については、第7条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(平16条例60・令6条例53・一部改正)

(行為の禁止)

第9条 都市公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

(平27条例55・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合
- (2) 都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

(平16条例60・一部改正)

(指定管理者による都市公園の管理)

第10条の2 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に都市公園の管理を行わせるものとする。

(平17条例76・追加)

(指定管理者が行う業務)

第10条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、別表第1の2の左欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる業務とする。

2 第7条、第7条の2及び第18条第1項の規定は、指定管理者に当該業務を行わせる場

合において、準用する。この場合において、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(令6条例53・全改)

(県民公園太閤山ランドの休園日)

第10条の4 県民公園太閤山ランドの休園日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日以外の日に休園し、又は休園日に開園することができる。

- (1) 6月15日から9月15日までの期間において知事が定める期間を除く期間の火曜日  
(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合を除く。以下同じ。)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日。以下同じ。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(平17条例76・追加)

(県民公園太閤山ランドの開園時間)

第10条の5 県民公園太閤山ランドの開園時間は、午前9時から午後5時まで(6月15日から9月15日までの期間において知事が定める期間にあつては、午前9時から午後6時まで)とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(平17条例76・追加)

(有料公園施設の供用日及び供用時間)

第10条の6 別表第2に掲げる有料公園施設(以下「有料公園施設」という。)の供用日及び供用時間は、別表第3のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に利用に供しない日を定めることができる。

(平17条例76・追加、平23条例39・平24条例43・一部改正)

(有料公園施設の利用の承認)

第11条 有料公園施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

- (1) 有料公園施設の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料公園施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他都市公園の管理上支障があると認められるとき。

3 第1項の承認には、都市公園の管理上必要な条件を付することができる。

(平17条例76・全改、平23条例39・平24条例43・一部改正)

(公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可の申請書の記載事項等)

第12条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所及び面積
- エ 公園施設の構造及び外観
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事の実施方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他知事が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他知事が必要と認める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の外観
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 都市公園の復旧方法

(6) その他知事が必要と認める事項

3 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可又はそれらの許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平16条例60・一部改正)

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの  
(使用料)

第14条 法第5条第1項の許可を受けた者（認定計画提出者（法第5条の6第1項に規定する認定計画提出者をいう。第3項において同じ。）を除く。）若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第4に定める額の使用料を納めなければならない。

2 法第5条の2第4項の条例で定める額は、別表第4に定める額とする。

3 認定計画提出者は、法第5条の7第3項に定めるところにより使用料を納めなければならない。

(平16条例60・平17条例76・平23条例39・平24条例43・令5条例39・一部改正)

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。ただし、これにより難しいものについては、口頭又は掲示の方法により現金で徴収する。

(利用料金)

第15条の2 指定管理者から第7条第1項若しくは第3項の許可若しくは第7条の2第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は第11条第1項の規定により有料公園施設の利用の承認を受けた者（第17条の2第1号において「許可又は承認を受けた者」という。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第5に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

4 利用料金を徴収する場合は、第14条の使用料を徴収しない。

(平23条例39・追加、平24条例43・令6条例53・一部改正)

(使用料の減免)

第16条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(利用料金の減免)

第16条の2 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(平23条例39・追加)

(使用料の還付)

第17条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項の許可又は第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由により当該許可に係る行為をすることができなくなつたときその他知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例43・令5条例39・一部改正)

(利用料金の還付)

第17条の2 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 許可又は承認を受けた者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。

(2) その他指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(平23条例39・追加、平24条例43・令6条例53・一部改正)

(有料公園施設の利用の承認の取消し等)

第17条の3 指定管理者は、第11条第1項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用の承認を取り消し、又はその利用を制限することができる。

(1) この節の規定又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第11条第1項の承認を受けた事実が明らかとなつたとき。

(3) 第11条第3項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) その他都市公園の管理上特に支障があると認められるとき。

(平17条例76・追加、平23条例39・旧第17条の2繰下・一部改正、平24条例43・

令6条例53・一部改正)

(監督処分)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この節の規定によつてした許可(第7条の2第1項又は第3項の許可を除く。)を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この節の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの節の規定による許可を受けた者

2 知事は、前項の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この節の規定による許可又は承認を受けた者に対し、当該許可若しくは承認について前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(平16条例60・平17条例76・令6条例53・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した工作物等(法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下第18条の6までにおいて同じ。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(平16条例60・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重なものについては、当該掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等（法第27条第5項に規定する所有者等をいう。第18条の6において同じ。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を富山県報に登載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（平16条例60・追加）

（工作物等の価額の評価の方法）

第18条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（平16条例60・追加）

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第18条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等の売却に関し必要な事項は、規則で定める。

（平16条例60・追加）

（工作物等を返還する場合の手続）

第18条の6 知事は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

（平16条例60・追加）

（監督処分に伴う損失の補償）

第19条 県は、この節の規定による許可又は承認を受けた者が第18条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、その者に対し通常受けるべき損失を補償する。

(平16条例60・一部改正)

(届出)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を知事(指定管理者による第7条の2第1項又は第3項の許可に係る届出にあつては、指定管理者)に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下この条において「許可を受けた者」という。)が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 許可を受けた者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 許可を受けた者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項若しくは第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置又は第18条第1項若しくは第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(平16条例60・令6条例53・一部改正)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第21条 第5条第2項、第7条から第10条まで、第12条から第15条まで、第16条、第17条及び第18条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(平16条例60・平17条例76・平23条例39・一部改正)

(罰則)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項又は第3項(第10条の3第2項又は前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第7条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第9条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第9条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第18条第1項又は第2項(第10条の3第2項又は前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金

額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平7条例4・平11条例49・平16条例60・平27条例55・令6条例53・一部改正)

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して同項の過料を科する。

第24条 法第5条の11の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、知事とみなす。

(平29条例45・一部改正)

### 第3章 自然風致公園の設置、管理等

(自然風致公園の設置等)

第25条 県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、次の表に掲げる自然風致公園を設置するものとし、それぞれの自然風致公園の位置及び設置の目的は、同表に掲げるとおりとする。

名称	位置	設置の目的
県民公園頼成の森	砺波市	県民に森林を生かした休養の場を提供すること。
県民公園自然博物館	富山市	県民に自然に関する学習の場を提供すること。
県民公園野鳥の園	富山市	野鳥の保護を図るとともに、県民に自然の探勝の場を提供すること。

2 自然風致公園の区域は、知事が定め、公告する。

(平17条例76・一部改正)

(指定管理者による自然風致公園の管理)

第25条の2 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者に自然風致公園の管理を行わせるものとする。

(平17条例76・追加)

(指定管理者が行う自然風致公園の管理の業務)

第25条の3 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 自然風致公園の維持管理に関する業務
- (2) その他自然風致公園の管理に関して知事が必要と認める業務

(平17条例76・追加)

(県民公園頼成の森に置かれた森林科学館の休館日)

第25条の4 県民公園頼成の森に置かれた森林科学館（以下「森林科学館」という。）の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

- (1) 火曜日
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(平17条例76・追加)

(森林科学館の開館時間)

第25条の5 森林科学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(平17条例76・追加)

(県民公園自然博物館の休園日)

第25条の6 県民公園自然博物館の休園日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日以外の日に休園し、又は休園日に開園することができる。

- (1) 火曜日
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(平17条例76・追加)

(県民公園自然博物館の開園時間)

第25条の7 県民公園自然博物館の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(平17条例76・追加)

(使用料)

第26条 次条において準用する第7条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第6に定める額の使用料を納めなければならない。

(平6条例18・追加、平17条例76・一部改正)

(自然風致公園の管理)

第27条 第7条、第9条、第10条、第15条、第16条、第17条、第18条及び第22条の規定は、自然風致公園の管理について準用する。

(平6条例18・旧第26条繰下・一部改正、平17条例76・平23条例39・平27条例55・一部改正)

#### 第4章 指定公園

(指定公園)

第28条 知事は、公共団体又は公共的団体が設置する公園その他のレクリエーション施設で県民公園地域内に設けられているものを、設置者の同意を得て、県民公園と有機的かつ一体的に機能すべき公園その他のレクリエーション施設（以下「指定公園」という。）として指定することができる。

2 指定公園には、県民公園という文字を冠することができる。

3 知事は、指定公園の設置者に対し、当該指定公園が県民公園と有機的かつ一体的に機能するよう必要な援助の措置を講じ、又はその管理運営に関し必要な勧告若しくは助言をすることができる。

(平6条例18・旧第27条繰下)

#### 第5章 雑則

第29条 削除

(平17条例76)

(規則への委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平6条例18・旧第29条繰下)

#### 附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第6条の表の規定中県民公園太閤山ランドに係る部分、第25条第1項の表の規定中県民公園野鳥の園に係る部分、第28条の規定中県民公園太閤山ランドに係る部分、別表第2の規定（同表の県営新港庭球場に係る部分を除く。）、別表第3の1の表の規定及び別表第4の規定（同表の県営新港庭球場に係る部分を除く。）は、規則で定める日から施行する。

規則で定める日は、昭和58年規則第34号により、次のとおりとする。

(1) 別表第2の規定中県営新港陸上競技場及び県営新港野球場に係る部分並びに別表第4の規定中県営新港陸上競技場及び県営新港野球場に係る部分 昭和58年7月11日

(2) 第6条の表の規定中県民公園太閤山ランドに係る部分、第28条の規定中県民公園太閤山ランドに係る部分、別表第2の規定中県民公園太閤山ランドに係る部分（同表の太閤山ランド多目的広場に係る部分を除く。）、別表第3の1の表の規定及び別表第4の規定中県民公園太閤山ランドに係る部分（同表の太閤山ランド多目的広場に係る部分を除く。） 昭和58年7月16日

規則で定める日は、昭和59年規則第23号により、次のとおりとする。

別表第2の規定中太閤山ランド多目的広場に係る部分及び別表第4の規定中太閤山ランド多目的広場に係る部分 昭和59年4月28日

規則で定める日は、昭和60年規則第44号により、次のとおりとする。

第25条第1項の表の規定中県民公園野鳥の園に係る部分 昭和60年10月1日

附 則（昭和58年条例第52号）

この条例は、昭和58年10月16日から施行する。

附 則（昭和59年条例第11号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第35号）

この条例は、昭和59年10月8日から施行する。

附 則（昭和60年条例第20号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第43号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第46号）

この条例は、昭和61年7月23日から施行する。

附 則（昭和62年条例第18号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第13号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可

を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成2年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第4の改正規定（太閤山ランドふるさとパレス、太閤山ランドいきいき広場及び太閤山ランド展望塔に係る部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。

（平成5年規則第31号で平成5年4月28日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第18号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に都市公園の占用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（富山県立都市公園条例及び富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に第17条又は第18条の規定による改正前の富山県立都市公園条例又は富山県置県百年記念県民公園条例（次項において「改正前の都市公園条例等」という。）の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、第17条又は第18条の規定による改正後の富山県立都市公園条例又は富山県置県百年記念県民公園条例（次項において「改正後の都市公園条例等」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の都市公園条例等の規定により有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、改正後の都市公園条例等の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に都市公園又は自然風致公園の占用の許可又は行為の許可を受

けている者の当該許可に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第3又は別表第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に有料公園施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年条例第49号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第9条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に太閤山ランド展望塔の利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項の表県民公園自然博物館の項及び別表第1の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例第11条の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請は、この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例第11条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則（平成17年条例第110号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例第11条第1項の規定によりした承認又は同条の規定によりされた承認の申請(この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例第10条の6に規定する特定有料公園施設の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例第11条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成24年条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例第11条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請(この条例による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例第10条の3第3号に規定する有料公園施設の利用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例第11条第1項の規定によりした承認又は同項の規定によりされた承認の申請とみなす。

附 則 (平成26年条例第21号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行の際現に第31条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第55号)

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 (平成28年条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。  
（富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 16 この条例の施行の際現に第33条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の管理の許可、都市公園の占用の許可又は行為の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第39号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。  
（富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の富山県置県百年記念県民公園条例の規定により公園施設の設置又は管理の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、同条の規定による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第53号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中別表第2及び別表第3の改正規定並びに別表第5の改正規定（別表第5の2を別表第5の4とし、別表第5の1を別表第5の3とし、別表第5の3の前に別表第5の1及び別表第5の2を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例による改正後の富山県置県百年記念県民公園条例第10条の3第2項において準用する第7条、第7条の2及び第18条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（平17条例76・平17条例110・一部改正）

富山市、高岡市、砺波市及び射水市の区域内において知事が別に定める地域

別表第1の2（第10条の3関係）

（令6条例53・追加）

都市公園名	業務
県民公園新港の森	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第11条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (3) 第15条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (4) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務
県民公園太閤山ランド	(1) 都市公園の維持管理に関する業務 (2) 第7条の規定による行為の許可に関する業務 (3) 第7条の2の規定による占用の許可に関する業務 (法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に係るものに限る。) (4) 第11条第1項の規定による利用の承認に関する業務 (5) 第15条の2第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務 (6) 第18条第1項の規定による処分に関する業務 (7) その他都市公園の管理に関して知事が必要と認める業務

別表第2（第10条の6関係）

（平23条例39・追加、平24条例43・旧別表第2の2繰上・一部改正、令6条例53・一部改正）

都市公園名	有料公園施設名
県民公園新港の森	県営新港スポーツ広場 県営新港野球場 県営新港テニスコート
県民公園太閤山ランド	太閤山ランドプール広場 太閤山ランドファミリースポーツプラザ 太閤山ランドふるさとパレス 太閤山ランドテニスコート

太閤山ランドスポーツ広場 太閤山ランド野外劇場 太閤山ランドいきいき広場 太閤山ランド駐車場
---

別表第3（第10条の6関係）

（平17条例76・追加、平23条例39・平24条例43・令6条例53・一部改正）

都市公園名	有料公園施設名	供用日	供用時間
県民公園新港の森	県営新港スポーツ広場	1月4日から12月28日までの日（火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで（5月1日から8月31日までの日にあつては、午前5時から午後5時まで）
	県営新港野球場		
	県営新港テニスコート		
県民公園太閤山ランド	太閤山ランドプール広場	6月15日から9月15日までの期間において、知事が定める日	午前9時から午後6時まで
	太閤山ランドファミリースポーツプラザ	1月4日から12月28日までの日（太閤山ランドプール広場の供用日以外の火曜日及び休日の翌日を除く。）	午前9時から午後5時まで（太閤山ランドプール広場の供用日にあつては、午前9時から午後6時まで）
	太閤山ランドふるさとパレス		
	太閤山ランドテニスコート		
	太閤山ランドスポーツ広場		
	太閤山ランド野外劇場		
	太閤山ランドいきいき広場		
	太閤山ランド駐車場		

別表第4（第14条関係）

（昭60条例20・昭63条例13・平元条例37・平2条例22・平5条例27・平8条例20・平9条例3・平11条例24・平16条例60・一部改正、平17条例76・旧別表第3繰下、平26条例21・平31条例9・令5条例39・一部改正）

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合

区分	年額	月額	日額
土地	$(\text{当該土地の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該土地の面積} \times (5/100)$	年額 $\times (1/12)$	月額 $\times (1/30)$
建物	$(\text{当該建物の価格} \times \text{許可面積}) / \text{当該建物の延べ面積} \times (7/100) + (\text{当該土地の価格} \times \text{当該建物の建て面積}) / \text{当該土地の面積} \times (\text{当該建物の許可面積} / \text{当該建物の延べ面積}) \times (5/100)$	年額 $\times (1/12)$	月額 $\times (1/30)$

備考 使用料の額の算出に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 価格とは、時価をいう。
- (2) 面積は、平方メートルを単位とする。
- (3) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- (4) 土地（許可期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合に限る。）又は建物に係る使用料については、算出した額に1.10を乗ずる。

2 法第6条第1項又は第3項の規定により都市公園を占用する場合

区分	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1本につき1年	1,500円
鉄塔	1平方メートルにつき1年	280円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径20センチメートル未満	1メートルにつき1年 50円
	外径20センチメートル以上	1メートルにつき1年 80円
公衆電話所	1個につき1年	4,900円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	36円（占用の期間）

る催しのため設けられる仮設工作物	き1日	が1月に満たない 場合にあつては、 39円60銭)
工事中用板囲い、足場、詰所その他の工事中施設又は 土石、竹木、かわらその他の工事中材料の置場	1平方メートルにつ き1日	36円（占有の期間 が1月に満たない 場合にあつては、 39円60銭)

備考 使用料の額の算出に当たつては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定められている許可に係る期間が、1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割とし、1月未満の端数が生じた場合は1月とする。
- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

### 3 第7条第1項に掲げる行為をする場合

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつ き1日	20円

備考 使用料の額の算出に当たつては、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定められている許可に係る期間が、1年未満である場合又はその期間に1年未満の端数がある場合は月割とし、1月未満の端数が生じた場合は1月とする。
- (2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

### 別表第5（第15条の2関係）

（平23条例39・追加、平24条例43・旧別表第5の2繰上・一部改正、平26条例21・平28条例6・平31条例9・令6条例53・一部改正）

#### 1 第7条第1項又は第3項の規定による行為の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルに つき1日	20円

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満

の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

2 第7条の2第1項又は第3項の規定による占用の許可に関する利用料金

区分	単位	金額
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	36円(占用の期間が1月に満たない場合にあつては、39円60銭)

備考 利用料金の額の算出基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。

3 有料公園施設の施設利用料金

都市公園名	有料公園施設名	区分			単位	金額
県民公園新港の森	県営新港スポーツ広場	一般			1日	4,020円
		学生、生徒及び児童				2,010円
	県営新港野球場	一般	試合	有料	1日	28,280円
				無料		7,240円
		練習			2時間	1,080円
		学生、生徒及び児童	試合	有料	1日	14,820円
				無料		4,550円
		練習			2時間	670円
	県営新港テニスコート	一般			1面につき1	500円
		学生、生徒及び児童			時間	340円
県民公園太閤山ランド	太閤山ランドプール広場	個人	一般(学生を含む。)		1人につき1回	1,290円
			高等学校の生徒			910円
			中学校の生徒及び児童			390円
			幼児			120円
		団体	一般(学生を含む。)		1人につき1回	1,040円
			高等学校の生徒			720円
			中学校の生徒及び児童			320円
			幼児			100円

太閤山ラン	有料				1時間	15,630円
ドファミリ	無	スポーツに利	一般			1,010円
ースポーツ	料	用する場合	学生、生徒及び児童			670円
プラザ		その他の催し	一般			7,770円
		に利用する場合	学生、生徒及び児童			5,180円
太閤山ラン	ア	有料			1時間	25,640円
ドふるさと	リ	無料	スポーツに	全面の2分の	一般	840円
パレス	ー		利用する場合	1利用	学生、生徒及び児童	560円
	ナ		合			
				全面の3分の	一般	560円
				1利用	学生、生徒及び児童	380円
				全面の10分	一般	160円
				の1利用	学生、生徒及び児童	110円
			その他の催	全面の2分の	一般	6,660円
			しに利用す	1利用	学生、生徒及び児童	4,440円
			る場合			
				全面の3分の	一般	4,440円
				1利用	学生、生徒及び児童	2,960円
		会議室			1日	2,440円
太閤山ラン	一般				1面につき1	500円
ドテニスコ	学生、生徒及び児童				時間	340円
ート						
太閤山ラン	有料				1面につき1	67,380円
ドスポーツ	無料			一般	日	4,020円
広場				学生、生徒及び児童		2,010円

太閤山ラン	有料		1日	31,260円
ド野外劇場	無料	一般		8,330円
		学生、生徒及び児童		4,170円
太閤山ラン	有料		1日	125,050円
ドいきいき 広場	無料	一般		13,320円
		学生、生徒及び児童		6,660円
太閤山ラン	乗車定員が11人以上の自動車		1台につき1	670円
ド駐車場	乗車定員が10人以下の自動車（2輪の自動車を除く。）		回	400円

#### 備考

- 1 「有料」とは、大会、試合等において入場料を徴収する場合又は物品等の販売を目的とする催物を行う場合をいい、「無料」とは、有料の場合以外の場合をいう。
  - 2 「1日」とは、午前9時から午後5時までをいう。ただし、有料公園施設の供用時間が午前9時から午後6時までと定められたものにあつては、「1日」とは、午前9時から午後6時までをいう。
  - 3 「幼児」とは満4歳から満6歳までの者（児童を除く。）を、「児童」とは小学校の児童及びこれに準ずる者を、「生徒」とは中学校及び高等学校の生徒（高等専門学校の学生を含む。）並びにこれらに準ずる者を、「学生」とは大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
  - 4 「団体」とは、25人（満4歳未満の者を除く。）以上の団体をいう。
  - 5 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。
  - 6 第2項に規定する1日の単位に係る時間以外の時間に係る利用料金は、1時間につき、この表の1日の単位に係る額の8分の1に相当する額とする。
  - 7 有料の催物の準備又は後始末のために、当該催物を行う日以外の日に利用する場合の利用料金は、この表に定める有料の区分に係る利用料金の70パーセントに相当する額とする。
- 4 有料公園施設の附属設備利用料金  
実費を勘案して知事が定める額

別表第6（第26条関係）

（平6条例18・追加、平9条例3・平11条例24・一部改正、平17条例76・旧別表第5繰下、平26条例21・平31条例9・一部改正）

区分		単位	金額
競技会、集会、展示会 その他これらに類する 催し	仮設工作物を設ける場 合	1平方メートルにつき 1日	36円（仮設工作物を 設ける期間が1月に 満たない場合にあつ ては、39円60銭）
	仮設工作物を設けない 場合		20円

備考 使用料の額の算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。